

漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱

令和4年1月19日制 定
令和5年7月26日一部改正

(趣旨)

第1条 県は、急激な燃油価格高騰による漁業経営への影響が懸念されることから、漁業経営の安定化を支援するため、漁業協同組合連合会及び漁業協同組合等（以下「補助事業者」という。）に対し、漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及び、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、補助事業者が別表に掲げる事業を行う場合、当該事業に要する経費について、補助事業者に対して交付するものとし、その額は別表に掲げる補助率の範囲内で知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、第1号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表に掲げる変更とする。

(変更等の承認)

第5条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(概算払)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金概算払請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業完了報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、補助金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金実績報告書(第1号様式)により、事業完了の日(事業の中止又は廃止について知事の承認を受けた場合には、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月20日)のいずれか早い日までに行なわなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付の請求)

第11条 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金交付請求書(第6号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

ただし、補助金を全額概算払により交付を受けた場合にはこの限りでない。

(会計帳簿の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和4年1月19日から施行し、令和3年度の予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月26日から施行する。
- 2 申請する年度の4月1日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、この要綱に定める補助事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

[別表]

区 分	経 費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 大型船事業 (大中型ま き網漁業、 北太平洋さ んま漁業、 かつお・ま ぐろ漁業)			補助金の増が伴わ ない事業区分にお ける総事業費の20 %以内の増減	事業目的以外の変更
(1) 船底(船体) 付着物等除 去事業	船体抵抗削減 による省エネ ルギーを目的 として、船底 (船体)付着物 を除去する取 組に要する経 費	2/3以内 (1隻あたりの補 助金上限:総トン 数100トンまで666 千円、101~200ト ンまで1,333千円、 201~400トンまで 2,066千円、401ト ン以上2,533千円)		
(2) 船底等塗装 事業	船体抵抗削減 による省エネ ルギーを目的 として、防汚効 果の高い船底 塗料を塗装す る取組に要す る経費	2/3以内 (1隻あたりの補 助金上限:総トン 数100トンまで733 千円、101~200ト ンまで1,933千円、 201~400トンまで 3,133千円、401ト ン以上3,600千円)		

<p>2 小型船事業 （沖合底びき網漁業、 小型機船底びき網漁業、 機船船びき網漁業、 刺し網漁業、 かご漁業、 固定式刺し網漁業等）</p> <p>（1） 船底（船体） 付着物等除去事業</p> <p>（2） 船底等塗装事業</p>	<p>船体抵抗削減による省エネルギーを目的として、船底（船体）付着物を除去する取組に要する経費（上架施設利用料、 高圧洗浄機使用料）</p> <p>船体抵抗削減による省エネルギーを目的として、防汚効果の高い船底塗料を塗装する取組に要する経費（上架施設使用料、 船底塗料購入費）</p>	<p>2 / 3 以内</p>	<p>補助金の増が伴わない事業区分における総事業費の20%以内の増減</p>	<p>事業目的以外の変更</p>
---	--	-----------------	--	------------------

福島県知事

住 所 又 は 所 在 地

氏名又は名称及び代表者名

漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金交付申請書（実績報告書）

○年度において、下記のとおり漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業を実施したい（実績報告の場合は「した」）ので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項（実績報告の場合は「第13条第1項」）の規定により補助金〇〇〇〇円の交付を申請します（実績報告の場合は「その実績を報告します。」）。

記

1 事業の目的（又は成果）

2 事業の内容（又は実績）

3 経費の配分と負担区分

区 分	総事業費	補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費）	負担区分		備 考
			補助金	その 他	
計	円	円	円	円	

4 事業の着手（予定）年月日及び完了（予定）年月日

着手（予定） 年 月 日

完了（予定） 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

6 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

7 添付書類

1 事業実施計画書

2 その他必要な書類

注 軽微な変更があった場合においては、交付決定がなされた計画を容易に比較できるよう二段書きとし、変更前を上段（ ）書きとすること。

第2号様式

番 号
年 月 日

福島県知事

住 所 又 は 所 在 地

氏名又は名称及び代表者名

漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

下記により、○年度漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業の事業計画を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により承認してくださるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容

（以下、第1号様式に準じて作成すること。）

注 変更計画の内容は、補助金の交付決定がなされた計画（収支予算書を含む）と容易に比較できるよう二段書きとし、変更前を上段（ ）書きとすること。

第3号様式

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金概算払請求書

〇〇年〇月〇〇日付け福島県指令第〇〇号で交付決定のあった漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金について、下記により金〇〇〇〇〇円を概算払により交付して下さるよう請求します。

記

年 月 日 現在

事業名	請求額	備考
大型船事業 船底（船体）付着物等除去事業	円	
大型船事業 船底等塗装事業	円	
小型船事業 船底（船体）付着物等除去事業	円	
小型船事業 船底等塗装事業	円	
計	円	

注 概算払いを必要とする理由及び資金計画に関する資料を添付すること。

第4号様式

番 号
年 月 日

福島県知事

住 所 又 は 所 在 地

氏名又は名称及び代表者名

○年度漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業完了報告書

このことについて、下記のとおり完了しましたので、漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により報告します。

記

事業実施主体名	
交付決定年月日	年 月 日 福島県指令 第 号
交付決定額	円
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

第5号様式

番 号
年 月 日

福島県知事

住 所 又 は 所 在 地

氏名又は名称及び代表者名

○年度漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金消費税及び地方消費税の
額の確定に伴う報告書

○年○月○日付け○第○○号で交付決定通知があった標記事業の補助金について、漁船燃
油価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告しま
す。

記

事 業 名	大型船事業	大型船事業	小型船事業	小型船事業	計
	船底(船体)付着物 等除去事業	船底等塗装事業	船底(船体)付着物 等除去事業	船底等塗装事業	
補助金の額の確定額	円	円	円	円	円
補助金の確定時に減額 した仕入れにかかる消 費税相当額額 (A)	円	円	円	円	円
消費税の申告により確 定した仕入れにかかる 消費税相当額 (B)	円	円	円	円	円
補助金返還相当額 (B) - (A)	円	円	円	円	円

注 参考となる資料を添付すること。

第6号様式

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

○年度漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金交付請求書

○年○月○日付け福島県指令第○号で交付決定のあった漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金について、下記により金○○円を交付して下さるよう請求します。

記

事業名	大型船事業	大型船事業	小型船事業	小型船事業	計
	船底(船体)付着物等除去事業	船底等塗装事業	船底(船体)付着物等除去事業	船底等塗装事業	
事業費	円	円	円	円	円
交付決定額(A)	円	円	円	円	円
受領済額(B)	円	円	円	円	円
今回請求額(C)	円	円	円	円	円
残額(A-B-C)	円	円	円	円	円

参考様式（第1号様式関係）

令和○年度漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業実施計画書（氏名又は名称）

事業名	実施隻数	補助事業に 要する経費	左の負担区分		備考
			補助金	その他	
大型船事業 船底（船体）付着物等除去事業	隻	円	円	円	
大型船事業 船底等塗装事業	隻	円	円	円	
小型船事業 船底（船体）付着物等除去事業	隻	円	円	円	
小型船事業 船底等塗装事業	隻	円	円	円	
計	隻	円	円	円	

※ 補助事業の実施期間（予定） 令和○年4月1日～令和●年3月31日

※ 積算内容がわかるものを添付すること。

概算払い理由書

令和 年 月 日

事業名

1 概算払いを必要とする理由

2 概算払いの内容

事業費		円
交付額		円
受領済額		円
今回請求額		円
残高		円

3 資金運用計画

年月	収入（円）		支出（円）	残高（円）	備考
	補助金額	その他			
計					